

聴覚障がい者福祉施策に関する公開質問状の回答をお送りします。

お世話になります。大和高田市議会議員候補のみすみしげきです。

ご質問状ありがとうございます。

ご質問に対する私の考えをお送り致します。宜しくお願い致します。

回答1

私は「鳥取県手話言語条例」及び「大和郡山市手話に関する基本条例」について、まだ詳細を知りませんでした。勉強不足で申し訳ありません。

今回、ご質問を頂き、両自治体の手話に関する条例を拝見させて頂きました。

大和高田市も平成15年の大和高田市手話通訳事業実施要綱の最初の告示から数回の改正を経て、平成26年3月に大和高田市意思疎通支援事業実施要綱として改正したようです。ただ、県及び市の基本条例と事業実施要綱では、やはり大きく開きがあると言わざるを得ません。

市民ひとりひとりが手話を言語として認識し、手話によるコミュニケーションで聴覚障がいを持たれる市民の方も健聴の市民と同様に気軽に意思疎通が出来る大和高田市に近づけて行くためにも、早期に手話に関する基本条例を制定するべきだと考えます。

回答2

日常生活でのニーズももちろんなのですが、何より手話通訳士の方々を最も必要とする状況は、大規模災害等が起こった際の、救急や避難所等での聴覚障がい者ご自身のケガの状態や健康状態、ご不便等を医師・看護師・ボランティアスタッフ等に伝える場面ではないでしょうか。

東南海地震等・将来の大規模災害等に対応するためにも、市内だけで一定数の手話通訳士の方の数の確保という意味で、人材、働く場所および予算が必要と考えます。

また、市役所・市民病院・警察署等の公共施設において、常駐し、業務を担って頂きたい場所はたくさんあります。

必要な所に全て配置しご活躍頂くのが理想ですが、大和高田市内及び周辺市町村と協力し、大和高田市総合福祉会館や奈良県聴覚障がい者支援センターのように、必要な場所に手話通訳士の方を即時派遣する事業等と調整・協力・要請および支援等からスタートできればと考えます。

回答3

ご納得頂く内容のサービスを受ける権利は、数の大小ではなく一人一人がお持ちだと考えます。

なかなか現状で、即、ご満足頂ける状況でないとしても、高齢聴覚障がい者を初めとして、何らかの理由で現在のサービスにご不満をお持ちの方々のお声を、市議会を通して行政および福祉事業者に届け、少しずつでもご満足頂ける介護保険サービスを作っていく必要があると考えます。

また、老人ホーム等でのコミュニケーションに関してですが、どなた様に限らず、頑張ってきたご高齢の方々が心細いなどと感じない優しい街大和高田市になるよう、お一人おひとりのお声を伺って届けていきたいと考えます。

回答4

前述した公共施設への手話通訳士の方の配置以外にも、音だけではなく光等の方法で、緊急事態や避難方法等を知らせる手段を整備して行けたらと考えています。

また、私は聴覚障がい者と知り合う機会があり、せめて挨拶と名前だけは手話で話せるようになりたいと思い、その方の紹介で手話を習い始めました。

習って初めてわかったのですが、手話だけではなく、意外にジェスチャーでも会話になるという事に初めて気づきました。

そういう日常的な発見も含め、皆さんに聴覚障がいや、手話についてご理解頂き、もっと身近な事と感じて欲しいと考えています。

回答は以上です。

お手数をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

大和高田市議会議員候補 みすみしげき